

10年保存

地発第0330017号

基発第0330026号

平成19年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険相談員の配置について

労働保険相談員は、労働者災害補償保険及び雇用保険に関する業務の円滑な運営に資するため配置してきたところであるが、このうち雇用保険に関する相談業務等については、他の相談員が担当することとなったことから、職務内容等を見直すため、労働保険相談員規程（平成13年厚生労働省訓第38号）の一部を改正し、併せて名称を労災保険相談員規程と改正したところである。

このため、別紙1「労災保険相談員規程（〔改正〕平成19年3月30日厚生労働省訓第17号）及び別紙2「労災保険相談員設置要領」に基づき、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関し、深い知識と経験を有する者を労災保険相談員（以下「相談員」という。）として労働基準監督署に配置し、労災保険請求等に関する相談及び指導を行わせることとしたので、効率的な業務運営のために相談員を有効に活用されたい。

なお、昭和44年4月16日基発第246-2号労働省労働基準局長通達は廃止する。

○厚生労働省訓第17号

労働保険相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

労働保険相談員規程の一部を改正する訓令

労働保険相談員規程(平成13年厚生労働省訓第38号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労災保険相談員規程

第1条中「労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)」を「労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)」に改め、「及び公共職業安定所」を削り、「労働保険相談員」を「労災保険相談員」に改める。

第2条中「労働保険」を「労災保険」に改める。

第3条中「又は公共職業安定所長」を削り、同条第1号中「労働保険」を「労災保険」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前各号」を「前2号」に「、厚生労働省労働基準局長又は厚生労働省職業安定局長」を「又は厚生労働省労働基準局長」に改め、同号を同条第3号とする。

第6条中「、厚生労働省労働基準局長及び厚生労働省職業安定局長」を「及び厚生労働省労働基準局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

○労災保険相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第38号）

[改正] 平成19年3月30日訓第17号

部 内 一 般

労災保険相談員規程を次のように定める。

（設置）

第1条 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関する業務の円滑な運営に資するため、労働基準監督署に労災保険相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、労災保険に関する業務に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから、委嘱する。

（職務）

第3条 相談員は、労働基準監督署長の定めるところにより、次の各号に掲げる事務のうち、労働基準監督署長が定める事務を行う。

- (1) 労災保険への加入、保険料の納付又は給付の請求についての相談及び指導に関すること。
- (2) 業務災害を被った労働者の社会復帰についての相談及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、厚生労働省大臣官房地方課長又は厚生労働省労働基準局長が定める事務

（任期等）

第4条 相談員の任期は、1年とする。

2 相談員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

第6条 この規定に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年3月厚生労働省訓第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

「労災保険相談員設置要領」

労災保険相談員（以下「相談員」という。）の配置については、「労災保険相談員規程」（平成13年厚生労働省訓第38号〔改正〕平成19年厚生労働省訓第17号）により、その大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

相談員は、労働基準監督署に配置し、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。

- (1) 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導
- (2) 労災保険の特別加入に関する相談及び指導
- (3) 業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導
- (4) 労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導
- (5) その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力

2 委嘱

相談員は、非常勤とし、次の要件を具備した者のうちから、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

- (1) 労災保険に関し、深い知識と経験を有する者であること。
- (2) 相談員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

相談員の任期は、原則1年とし、委嘱日は原則毎年4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留任期とする。

なお、相談員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

相談員に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
- (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

相談員の委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

局長は相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ①本人の承諾書（様式1）1通
- ②履歴書（様式2）1通
- ③委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は、相談員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

- ①解職辞令（写）（様式4）1通

なお、相談員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

(4) 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続きをとること。

(5) 執務準則

相談員が、その業務を行うに当たっては、別紙「労災保険相談員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

労災保険相談員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

様式3.

氏 名

労災保険相談員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式4

氏 名

労災保険相談員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため
死亡したので、お届けします。

記

〇〇労働局
労災保険相談員

氏 名

「労災保険相談員執務準則」

- 1 労災保険相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、「労災保険相談員規程」（平成13年厚生労働省訓第38号〔改正〕平成19年厚生労働省訓第17号）によるほか、この労災保険相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導
 - (2) 労災保険の特別加入に関する相談及び指導
 - (3) 業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導
 - (4) 労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導
 - (5) その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力
- 3 相談員は、労働者災害補償保険制度等について、理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な指導、相談等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 相談員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度署長に報告し、その処理について署長の指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要があるもの等自らその指導を行うことが適当でない判断した場合
 - (2) その他事案の内容から判断して署長の指示を受ける必要があると判断した場合
- 5 相談員は、署長の定める日に上記2の業務を行った場合には、労災保険相談員日誌（別添様式1）に所定の事項を記載し、月の初めには前月分について署長に報告するものとする。

また、署長の指示に従い庁外活動を行った場合には、その概要を労災保険相談員庁外活動報告書（別添様式2）により署長に報告するものとする。
- 6 相談員は、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
 - (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
 - (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便宜を与えてはならないこと。
 - (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

様式1-1

労 災 保 険 相 談 員 日 誌

(平成 年 月分)

〇〇労働基準監督署
労災保険相談員

〇 〇 〇 〇 印

様式1-2

月 日()		勤務時間	前 午 後	時 ~ 時	前 午 後	時
区 分	件 数	相談・指導等の結果の特記事項				
未加入事業主に対する加入事項						
保険料報告、納付等に関する事項						
事務組合、納付等に関する事項						
保険給付に関する事項						
被災労働者の社会復帰に関する事項						
その他労災保険に関する事項						
労働基準関係法令に関する事項						

月 日()		勤務時間	前 午 後	時 ~ 時	前 午 後	時
区 分	件 数	相談・指導等の結果の特記事項				
未加入事業主に対する加入事項						
保険料報告、納付等に関する事項						
事務組合、納付等に関する事項						
保険給付に関する事項						
被災労働者の社会復帰に関する事項						
その他労災保険に関する事項						
労働基準関係法令に関する事項						

様式 2

労災保険相談員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署
労災保険相談員
氏 名 印

労災保険相談業務について、平成 年 月 日、庁外活動を行った結果を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容